

中華人民共和国国務院令

第 538 号

『中華人民共和国増値税暫定施行条例』は、既に 2008 年 11 月 5 日国務院第 34 回常務委員会会議にて改正採択され、ここにて改正後の『中華人民共和国増値税暫定施行条例』を公布し、2009 年 1 月 1 日より施行する。

総理 温家宝

2008 年 11 月 10 日

中華人民共和国増値税暫定施行条例

(1993 年 12 月 13 日中華人民共和国国務院令第 134 号で公布、
2008 年 11 月 5 日国務院第 34 回常務委員会会議にて改正採択)

第1条 中華人民共和国国内において財貨を販売し、又は加工・修理補修役務を提供し、並びに財貨を輸入する事業者又は個人は、増値税の納税義務者とし、本条例に従い増値税を納付しなければならない。

第2条 増値税の税率は、下記のとおりである。

- (1) 納税者が財貨を販売又は輸入する場合、本条第(2)項、第(3)項の規定を除き、税率は 17%とする。
- (2) 納税者が下記の各号に掲げる財貨を販売又は輸入する場合、税率は 13%とする。
 1. 食糧、食用植物油
 2. 水道水、暖房、冷房、熱水、ガス、石油液化ガス、天然ガス、メタンガス、住民用石炭製品
 3. 図書、新聞、雑誌
 4. 飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用合成樹脂フィルム
 5. 国務院が定めるその他の財貨
- (3) 納税者が財貨を輸出する場合、税率は零とする。但し、国務院による別途に定める場合を除く。
- (4) 納税者が加工・修理補修役務(以下「課税役務」という)を提供する場合、税率は 17%とする。

税率の調整については、国務院がこれを定める。

- 第3条 納税者は、異なる税率にかかる財貨又は課税役務を兼営している場合、税率が異なる財貨又は課税役務の売上額をそれぞれ計算しなければならない。それぞれ売上額を計算していない場合、高い方の税率を適用する。
- 第4条 本条例第 11 条の規定を除き、納税者は、財貨を販売し、又は課税役務を提供する（以下「財貨又は課税役務の販売」という）場合、要納税額は、当期の売上税額から当期の仕入税額を控除した後の残額とする。要納税額の計算公式は、以下のとおりとする。
要納税額 = 当期売上税額 - 当期仕入税額
当期の売上額が当期の購入額を下回り、控除するのに不足している場合、その不足部分については、次期に繰越して引続き控除することができる。
- 第5条 納税者による財貨又は課税役務の販売については、売上額及び本条例第 2 条に定める税率に従い計算し、かつ買付側から受取る増値税額は売上税額とする。売上税額の計算公式は、以下のとおりとする。
売上税額 = 売上額 × 税率
- 第6条 売上額は、納税者が財貨を販売し、又は課税役務を提供する場合、買付側から受取る全ての代金及び価格以外の費用とする。但し、受取る売上税額を含まない。
売上額は、人民元により計算する。納税者は人民元以外の貨幣で売上額を決算する場合、人民元に換算して計算しなければならない。
- 第7条 納税者が財貨を販売し、又は課税役務を提供する価格は、著しく低く、かつ正当な理由もない場合、主管税務機関がその売上額を査定する。
- 第8条 納税者が財貨を購入し、又は課税役務を引受ける（以下「財貨又は課税役務の購入」という）場合、支払い、又は負担する増値税額は仕入税額とする。次の各号に掲げる仕入税額を売上税額から控除することができる。
（1）販売先より取得する増値税専用領収書に明記される増値税額。
（2）税関より取得する税関輸入増値税専用支払証書に明記される増値税額。
（3）農産物を購入する場合、増値税専用領収書又は税関輸入増値税専用支払証書を取得する他、農産物購入領収書又は販売領収書に明記される農産物購入価格及び 13% の控除税率に従い計算する仕入税額である。仕入税額の計算公式は、以下のとおりとする。
仕入税額 = 購入価格 × 控除率

- (4) 財貨の購入又は販売並びに生産経営において運輸費用を支払う場合、運輸費用決算書に明記される運輸費用及び7%の控除率に従い計算する仕入税額である。仕入税額の計算公式は、以下のとおりとする。

$$\text{仕入税額} = \text{運輸費用} \times \text{控除率}$$

相殺控除が許可される項目及び控除率の調整については、国務院がこれを定める。

第9条 納税者による財貨又は課税役務の購入については、取得する増値税税額控除証憑が法律、行政法規又は国務院税務主管部門の関連規定に合致しない場合、その仕入税額を売上税額から控除してはならない。

第10条 次の各号に掲げる仕入税額を売上税額から控除してはならない。

- (1) 増値税以外の課税項目、増値税徴収免除項目、集団福利又は個人消費に使用される財貨又は課税役務の購入。
- (2) 非正常損失にかかる財貨又は課税役務の購入。
- (3) 非正常損失にかかる仕掛品、完成品に消耗する財貨又は課税役務の購入。
- (4) 国務院財政、税務主管部門が定める納税者が自ら使用する消費品。
- (5) 本条第(1)ないし(4)項に定める財貨の運輸費用、及び免税財貨の販売による運輸費用。

第11条 小規模納税者による財貨又は課税役務の購入については、売上額及び徴収率に従い要納税額を計算する簡易方法を実行し、かつ仕入税額を相殺して控除してはならない。課税金額の計算公式は、以下のとおりとする。

$$\text{課税金額} = \text{売上額} \times \text{徴収率}$$

小規模納税者にかかる基準については、国務院財政、税務主管部門がこれを定める。

第12条 小規模納税者にかかる増値税の徴収率は3%とする。

徴収率の調整については、国務院がこれを定める。

第13条 小規模納税者以外の納税者は、主管税務機関に対し資格の認定を申請しなければならない。具体的な認定方法については、国務院税務主管部門がこれを制定する。

小規模納税者の会計計算システムが健全で、正確な税務資料を提供できる場合、主管税務機関に対し資格の認定を申請でき、小規模納税者として取扱われずに、本条例の関連規定により課税金額を計算する。

第14条 納税者が財貨を輸入する場合、課税構成の価格及び本条例第2条に定める税率に従い、課税金額を計算する。課税構成の価格及び課税金額の計算公式は、以下のとおりとする。

課税構成価格 = 関税完納価格 + 関税 + 消費税。

課税金額 = 課税構成価格 × 税率。

第15条 次の各号に掲げる項目については、増値税の徴収を免除する。

- (1) 農業生産者が販売する自社産農産物。
- (2) 避妊薬品及び器具。
- (3) 古本。
- (4) 科学研究、科学試験及び教学に直接使用する輸入機器、設備。
- (5) 外国政府、国際組織が無償にて援助する輸入物資、設備。
- (6) 身体障害者組織が直接輸入して提供する身体障害者専用の物品。
- (7) 販売している自己使用済みの物品。

前項に定める外、増値税にかかる免税、減税項目については、国務院がこれを定める。いかなる地区、部門も免税、減税項目を定めてはならない。

第16条 納税者が免税、減税項目を兼営する場合、免税、減税項目にかかる売上額をそれぞれ計算しなければならない。それぞれ売上額を計算していない場合、免税、減税をしてはならない。

第17条 納税者の売上額が国務院財政、税務主管部門の定める増値税にかかる起点に到達していない場合、増値税の徴収を免除する。起点に達している場合、本条例の規定により全額にて増値税を計算して納付する。

第18条 中華人民共和国国外における事業者又は個人が国内で課税役務を提供することにあたり、国内に経営機構を設けていない場合、その国内代理人は源泉徴収義務者とする。国内において代理人がない場合、購入先は源泉徴収義務者とする。

第19条 増値税納税義務の発生時点は、以下のとおりとする。

(1) 財貨又は課税役務の販売については、販売代金の收受済み又は販売代金支払証書を取得する当日とする。

(2) 輸入財貨については、通関輸入の当日とする。

増値税源泉徴収義務の発生時点は、納税者増値税納税義務の発生当日とする。

第20条 増値税は、税務機関がこれを徴収し、輸入財貨にかかる増値税は税関が代理徴収する。

個人が携帯するか、又は郵送にて国内に持込む自己使用物品にかかる増値税は、関税とともに計算して徴収する。具体的な方法は、国務院関税税則委員会が関連部門とともにこれを制定する。

第21条 納税者による財貨又は課税役務の販売については、増値税専用領収書の発行を請求する購入先に対し増値税専用領収書を発行し、かつ増値税専用領収書に売上額及び売上税額をそれぞれ明記しなければならない。

次の各号に掲げる状況一つに該当する場合、領収書を発行してはならない。

- (1) 消費者個人に対し財貨又は課税役務を販売するとき。
- (2) 財貨又は課税役務の販売について、免税規定を適用するとき。
- (3) 小規模納税者が財貨又は課税役務を販売するとき。

第22条 増値税の納税地は、下記のとおりである。

- (1) 固定事業者は、その機構所在地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。本部機構及び分支機構が同一の県（市）にない場合、それぞれ各自所在地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。国務院財政、税務主管部門又はその授権する財政、税務機関が許可する場合、機構本部よりまとめて本部所在地の主管税務機関に対し納税を申告することができる。
- (2) 固定事業者は、所在地以外の県（市）において財貨又は課税役務を販売する場合、その機構所在地の主管税務機関に対し外地における経営活動税込管理証明の発行を申請し、かつその機構所在地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。証明を発行していない場合、販売地又は役務発生地の主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。販売地又は役務発生地 of 主管税務機関に対し納税を申告していない場合、その機構所在地の主管税務機関が税額の徴収を補足して追徴する。
- (3) 非固定事業者は、財貨又は役務を販売する場合、販売地又は役務発生地 of 主管税務機関に対し納税を申告しなければならない。販売地又は役務発生地 of 主管税務機関に納税を申告していない場合、その機構所在地又は居住地の主管税務機関が税額の徴収を補足して追徴する。
- (4) 輸入財貨については、通関地の税関に対し納税を申告しなければならない。

源泉徴収義務者は、その機構所在地又は居住地の主管税務機関に対しその減収徴収にかかる税額の納付を申告しなければならない。

第23条 増値税の課税期間は、それぞれ1日間、3日間、5日間、10日間、15日間、1ヶ月又は1四半期とする。納税者にかかる具体的な納付期間については、主管税務機関が納税者の課税額に応じ、それぞれこれを審査決定する。固定期間に応じ納税することができない場合、回数に従い納税することができる。納税者が1ヶ月又は1四半期を1つの納税期間とする場合、期間が満了する日より15日以内に納税を申告する。1日間、3日間、5日間、10日間又は15日間は1つの納税期間とする場合、期間が満了する日より5日以内に税額を予納し、翌月の1日から15日以内に納税を申告し、かつ前月の要納税額を精算する。

源泉徴収義務者による税額納付の期間については、前二項の規定により執行する。

第24条 納税者が財貨を輸入する場合、税関が税関輸入増値税専用支払証書を記入発行する日より15日以内に税額を納付しなければならない

第25条 納税者が財貨の輸出にあたり、税額還付（免除）規定の適用を受ける場合、税関に対し輸出手続きを行い、輸出通関書類等の関連証憑に基づき、所定の輸出税額還付（免除）申告期間内に月ごとに主管税務機関に対し当該輸出財貨にかかる税額還付（免除）の手続きを申請することができる。具体的な方法は、国务院財政、税務主管部門がこれを制定する。

輸出財貨につき税額還付手続きを行った後、返品又は通関キャンセルとなる場合、納税者は、法により還付を受けた税額を追加納付しなければならない。

第26条 増値税の徴収管理については、『中華人民共和国税収徴収管理法』及び本条例の関連規定により執行する。

第27条 本条例は、2009年1月1日より施行する。

